

土庄町教育基本大綱

人・時を結び自然とふれあう

まち
交流の都市

令和3年6月

土庄町

はじめに	1
1、基本的な考え方	1
2、基本的な施策の方向性	2
(1) 学校・こども園での教育・保育の充実	2
(2) 社会の変化に対応した教育の推進	2
(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力	2
(4) 住民参加型社会教育活動の推進	3
3、具体的施策の取組み	3
(1) 学校・こども園での教育・保育の充実	3
① 「生きる力」を育む学校教育の充実	3
② 学校・こども園相互の連携と就学前教育の充実	4
③ 教職員の資質と実践的指導力の向上	4
④ 安全・安心で質の高い教育・保育環境の整備	5
(2) 社会の変化に対応した教育の推進	5
① ふるさと教育の推進	5
② 「食」に関する指導の充実	5
③ 手厚い支援が必要な子どもへの教育の推進	6
(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力	6
① 「共に生きる心」を育てる取組みの推進	6
② 家庭での教育力の向上	6
(4) 住民参加型社会教育活動の推進	7
① 生涯学習環境の充実	7
② 生涯スポーツ活動の振興	7
③ 地域文化の創造	7
④ 青少年の健全育成	8
おわりに	8

教育大綱

はじめに

土庄町は、これまで『自分の未来を拓く、視野が広く、スケールの大きい人間の育成』を教育方針として、町民の皆様の理解と協力を得ながら、関係機関や関係団体との連携のもと、教育施策の遂行に取り組んできました。しかしながら近年、少子化の進行に伴い、子ども同士が切磋琢磨する機会が減り、学校や地域において一定規模の集団を前提とした活動が成立しにくくなり、子どもに対する保護者の過保護・過干渉を招きやすくなることや、子育ての経験や知識が伝わりにくくなることが懸念されています。

また昨今においては、感染症の蔓延による著しい教育環境の変化に伴い、新しい生活様式への移行や教職員の業務の多忙化による勤務時間の増加と共に、それらに起因する健康不安など働き方改革への対応等が大きく取り上げられています。

そのような状況の中で、子どもたち一人一人の発達過程を踏まえながら、学びへの意欲を高め、自立へと導き、「生きる力」を育むことが求められており、そのためには社会的自立に向けて必要となる基礎的・基本的な資質や能力を育み、人としての礎をつくることが大切です。そのような点から未来を担う子どもたちの教育には、とりわけ社会全体で取り組むことが重要であるといえます。

今日の子どもの現状は、公共心、コミュニケーション能力、忍耐力、学ぶ意欲等に憂慮すべき課題がいくつかあります。次代を担う子どもの育成に係る課題は、将来の社会のあり方を左右する重要な要素であり、このまま見過ごしていくことはできません。このような課題の解決に向けて取り組むことは、土庄町の町民全体にとって住みよいまちづくりにつながるものです。そこで地域学校協働活動や学校運営協議会などを通して、子どもを育むための取組みを社会総がかりで進めることを目指し、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）第1条の3の規定に基づき、「土庄町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、土庄町教育基本大綱（以下「大綱」という。）を策定することとしました。

1、基本的な考え方

- (1) 子どもたちに「知：確かな学力」、「徳：豊かな心」、「体：健やかな体」の育成を図り、「自分のことは自分でする子」を基本理念として、激変する社会で生き抜ける人づくりを推進します。
- (2) 人の成長過程において、家庭や地域における教育の役割は重要であることはいうまでもありません。家族での愛情や地域での多くの人との関わりを通じて、地域社会の中で、人がつながりを深め合い、豊かで活力ある家庭や地域づくりを推進していきます。
- (3) 生きがいをもち、個性豊かに健康な生活を送るため、町民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に学び、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めると共に、町民の自主的な学習活動への支援を行うなど、生き生きとした住民参加型社会教育活動の推進に努めます。

2、基本的な施策の方向性

(1) 学校・こども園での教育・保育の充実

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、園児一人一人の望ましい発達を促していくことができる教育・保育環境の整備を進めます。そして地域や保護者のニーズに応えると共に、地域やこども園、学校と連携した一貫性のある教育・保育を推進します。

乳幼児期に培われた人間形成の基礎をさらに高めていくため、小中学校では教職員が一丸となり、子どもたちに「知・徳・体」のバランスが取れた「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

また、子ども一人一人が、自分自身を大切に思う気持ちを高め、それぞれのよさや違いを尊重し、認め合う人間関係を培いながら、「いのち」、「人権」、「人のつながり」を大切に作る心を育みます。

さらに各学校・こども園においては、子どもの実態をしっかりと把握し、個に応じた指導ができるよう、教職員の資質と実践的指導力を高め、子どもたちが、安心して教育・保育を受けることができるよう、ハード・ソフト両面における教育・保育環境の整備を行います。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

物質的に豊かで便利な時代となった現在、高度情報化の波は各家庭、各個人に浸透しつつあります。その反面、人と人が「ことば」の交流を通じて、「互いのよさ」を認め合ったり「違い」を受け止め合ったりする機会が減りつつあります。これらを踏まえ、「コミュニケーション能力の育成」により、人間関係形成能力を育んでいきます。

また近年、人が生きていく上で基本となる「食」が見直され、これに併せて「食育」も重視されてきています。そこで健全な食生活を実践することができる人間の育成を図るため、「食を選択する能力」や「地元の特産物を生かした地産地消」等を推進していきます。

また、効果的に ICT を活用した教育により、「わかる授業」の推進を図ると共に、子どもたちの情報活用能力を高めていきます。

さらに発達に課題がある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行う体制の充実や、不登校傾向にある子どもたちに対する学校内外での相談体制の更なる整備、就学困難な児童生徒に対する支援等に継続的に取り組んでいきます。

(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力

子どもたちが、落ち着いて授業を受けることができると共に、「明日も学校に行きたい」と思えるよう、「規範意識」、「公共の精神」、「生命の尊重」、「他者への思いやり」等を培う取組みを進めます。

また近年、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化が危惧される中、全国的に見ても住民の孤立化が懸念されています。これに伴い、家庭や地域での教育力の低下が進みつつあることから、学校・こども園・家庭及び地域がそれぞれの

役割を担い、地域学校協働活動の中でお互いに作用しながら連携を図る必要があります。そこで、これら三者が共に手を携え、子どもの健全な育成や子育て家庭の支援を行うことなどにより、豊かな人間形成が図れるよう努めます。

(4) 住民参加型社会教育活動の推進

高齢社会が進行しつつある現在、生涯を通じて経済的・精神的・体力的に豊かで、生きがいのある人生を過ごすことを誰もが願っています。そこで、町民の多様なニーズに応えるため、生涯学習環境の整備や体力づくり、生涯スポーツの振興を推進します。

また、先人が築き上げた様々な歴史と貴重な文化遺産の調査研究や保護を進めると共に、積極的な活用を図り、郷土の歴史を学ぶことによって、郷土の伝統・文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛する人づくりを目指します。

さらに青少年の豊かな情操や基本的な生活習慣を身に付けさせると共に、他人への思いやりや善悪のけじめなど、自制心や自立心、倫理観を養い育て、家庭や地域の人々が共に生きがいを感じる社会教育を推進します。

3、具体的施策の取組み

(1) 学校・こども園での教育・保育の充実

① 「生きる力」を育む学校教育の充実

ア 「確かな学力」の育成

「確かな学力」とは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」を含めたものをいいます。基礎的学力の定着と学力向上を図る取組みを推進し、義務教育9年間の「学び」と「育ち」を充実できる効果的な実践を積み重ねていくことが必要です。家庭や地域と情報・課題・目標などを共有しながら、児童生徒の「確かな学力の定着」を目指します。

イ 道徳教育の充実

子どもたちが豊かな心を持ち、人間としてよりよく生きようとする願いの実現を目指す生き方ができる子どもたちを育てるため、体験的・実践的な活動をとおした道徳教育の充実に取り組みます。

ウ 環境教育の充実

学校においては、SDGsの視点を踏まえた教育を推進し、持続可能な社会の構築に向けた国際目標であるSDGsを理解し、実践できる子どもを育成するため、学習と実践とが一体化し、環境保全やエコ意識を醸成するような取組みを充実させます。

エ 子どもの読書活動の推進

子どもたちが、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、子どもの読書活動を推進します。また、子どもたちの本に親しむ環境を整備し、読書意欲を高めるための取組みや、図書を活用した教育活動の充実などに取り組みます。

オ 外国語教育・国際理解教育の充実

外国語(英語)によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による「聞くこと・読むこと・話すこと・書くこと」の言語活動を通して国際的な視野を身に付けると共にコミュニケーション能力を育成します。

カ 言語活動の充実

学力向上のための基礎・基本の一つであり、円滑な人間関係を育むための重要な要素である「読む・書く・聞く・話す」といった言語活動を充実させることをとおして、子どもの発達段階に応じた「ことばの力」の育成を図ります。

② 学校・こども園相互の連携と就学前教育の充実

ア 保護者ニーズに応える幼児教育の充実

幼児教育の重要性及び保護者の幼児教育に対する期待の高まりを踏まえ、教育・保育内容の充実を図るため、各こども園相互の協力及び小学校との連携をさらに深めます。また、共働き家庭の増加や多様なライフスタイルに基づく保護者の多様なニーズに応えるため、私立保育所との入所連携を含めた取組みを進めます。

イ 就学に向けての基盤づくり

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、乳幼児期に相応した生活をとおして、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培う取組みを推進します。

また、幼児の発達段階における健康状態を把握するため、5歳児健診を実施し、発達障害等がある幼児の早期発見、早期相談に努めます。

ウ 「生きる力」の基礎の育成

乳幼児期には様々な人と関わり合い、体験をとおして気付き、学び、それらを楽しみながら積み上げると共に、基本的な生活習慣の定着、生活リズムや食に関する活動の重視など、人間形成の基礎づくりをすることが大切です。そこで、各こども園において、教育・保育の充実や生涯の根幹となる乳幼児期の心身の育ち、また未来を創り出す力の基礎の育成に取り組めます。

エ こども園、小学校の連携

子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させるために、こども園と小学校の校種を超えた連携の強化を図ります。

③ 教職員の資質と実践的指導力の向上

ア 教職員の資質向上

専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことを目指し、教職員としての使命感と高い倫理観の保持や、豊かな人間性の涵養を推進する取組みを行います。

イ 教職員の協働体制の構築

学校・こども園に対する保護者や住民の要望が多様化すると共に、学校事務が複雑化している中、校長・園長を中心として教職員が一丸となり、様々な課題に対応する必要があります。そこで、効率的な学校・園運営を行うこ

とにより、教職員が子どもたちに向き合う時間の確保に努めます。

ウ 実践的指導力の向上に向けた研修体系の構築

子どもの確かな学力を育むためには、教職員の実践的指導力の向上を図ることが必要であるため、教職員のライフステージや研修ニーズに対応した研修会への参加、また若年教職員の授業力向上等の研修を推進します。

エ 学校力の向上

子どもが自ら学習に取り組み、意欲をもって人生を主体的に生きていく力を培うため、学校が組織体として「学校力」を付けていくための取組みを推進します。

④ 安全・安心で質の高い教育・保育環境の整備

ア 学習環境の整備と充実

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、また災害時の避難場所ともなる重要な空間であることから、安全安心で快適な環境整備に努めます。

イ 子どもの安全を守る活動の推進

各学校・こども園における安全対策の向上に努めると共に、教職員の危機管理意識の高揚を図ります。また、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動の充実に努めると共に、これらの活動に参加する方々と子どもとのコミュニケーションを積極的に進めます。さらに、子どもたちが自らの身の安全を守れるよう、安全教育を推進します。

ウ 幼児教育・保育環境の整備・充実

施設の老朽化や将来的な児童生徒数の推移等を考慮したこども園規模の適正化と職員の適正配置を進め、教育・保育環境の整備と充実を図ります。

エ 組織改革と事業見直しの検討

教育課題を的確に捉え、時期を逸せず適切に対応していくため、簡素で効率的、柔軟で機能的な組織体制の改革や、的確かつ効果的な事業の見直しについて、常に検討を行っていきます。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

① ふるさと教育の推進

ふるさと土庄町の自然や文化、歴史、産業など先人の営みを学ぶことをとおして、ふるさとがどんな特徴をもつ町かを知り、ふるさとへの愛着心を育て、未来の土庄町を担う人材を育成します。

② 「食」に関する指導の充実

ア 食べ物への関心の向上

地域において、幼少期のうちから調理や野菜づくりを経験できるような場を設けたり、楽しい食事の工夫をしたりするなど、食べる意欲を育むための取組みを推進します。

イ 健康について自ら考える姿勢や意欲の育成

食生活の大切さについて家庭へ啓発するなど、国、県が進める食育の活動

と連携しつつ、引き続き学校・こども園における食育を推進します。

③ 手厚い支援が必要な子どもへの教育の推進

ア 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、教員の専門性の向上、専門家の活用、特別支援教育支援員の配置、関係機関との連携等により、個に応じた支援の充実を図ります。

イ 教育相談の効果的な実施

いじめや不登校、非行、問題行動等の早期発見と早期対応をしていくため、児童生徒や保護者等に対する相談支援を充実します。また、いじめや不登校、非行、問題行動等の早期解決のため、学校や関係機関等との連携を密にします。

ウ 就学困難な児童生徒の支援

経済的な理由のために就学が困難な児童生徒に対し、就学援助制度の充実を図ります。

エ 不登校対策の推進と充実

不登校の早期把握と早期対応に向けた学校への指導の充実に努めます。また、不登校の早期発見と早期対応を行うため、児童生徒や保護者に対する相談支援を行います。

(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力

① 「共に生きる心」を育てる取組みの推進

ア 人権意識啓発の効果的な推進

人権意識の向上を図り、「差別のない社会の実現」に向けて住民参加の活動及び意識啓発活動を行います。

イ 人権教育の推進

人権に対する正しい認識をもち、様々な場面で具体的な態度や行動がとれる実践行動力を育てます。また、全ての子どもたちに自尊感情や自己肯定感をもたせ、命と人権を大切にする心や「共に生きる心」など、豊かな人間性や感性を育てます。

ウ 児童虐待・子どもの非行の防止

学校・こども園、地域、関係機関等が一体となって、子どもに対する虐待や養育放棄の防止を図ると共に、子どもの非行や犯罪を未然に防止し、健全育成に向けた取組みを総合的に推進します。

エ いじめ対策の推進と充実

いじめの早期発見と早期対応、早期解決に向け、学校への指導を行います。また、いじめの早期発見と早期対応を行うため、児童生徒や保護者に対する相談支援を充実させます。さらに、いじめの未然防止に向け、「いじめは絶対に許さない」意識の定着を図るため、啓発活動を推進します。

② 家庭での教育力の向上

ア 家庭や地域での子育て力・教育力の向上

少子化や地域のつながりの希薄化が進展し、子育てに不安を抱いている親や児童虐待等が社会的な問題となっています。そこで、親と子が共に育つ場を地域に設け、遊びや体験学習等を通じて、家庭や地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

イ 家庭教育の支援

学校、こども園の現場において、「子の成長は親の喜び」と実感できるよう、親と子が向き合う関係を支えたり、親の子ども理解を助けたり、生活リズムの改善等家庭教育の見直しを啓発したりするなどの支援を進めます。

(4) 住民参加型社会教育活動の推進

① 生涯学習環境の充実

ア 生涯学習基盤の整備・充実

住民誰もが生涯にわたって学習できる機会や場を提供するため、図書館等の社会教育施設の機能を充実させ、町民の多様な学習への取組みを支援します。

イ 社会教育の充実

住民一人一人が自発的な意思に基づき、生涯を通じて学習を行うことができるよう、関係団体と連携しながら生涯学習の条件整備や学習機会の拡充など、高度化、多様化する住民ニーズへの効果的対応に努めます。

ウ 公民館活動の推進

住民一人一人が充実した学習活動を行い、人格の形成と社会人としての健全な成長を図ることができるよう、各種の講座、講習会等を開催します。また、生涯教育に対する住民の意識高揚と推進体制の維持充実を図るため、広報活動を推進します。

② 生涯スポーツ活動の振興

ア スポーツ・レクリエーション活動の活性化

住民が、生涯を通じてスポーツを身近なものとして親しむことができるよう、また、健康づくり活動が促進されるよう、幅広い年齢層を対象とする各種のスポーツ大会やスポーツ教室等の開催に努めます。

イ 関係団体活動の推進と指導者の育成

スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図るため、地域、職場等におけるスポーツ・レクリエーション団体及びスポーツ推進委員の活動を推進します。また、青少年の健全育成の観点も含め、スポーツ少年団、子ども会等の活動を推進します。

ウ スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備

町内のスポーツ・レクリエーション施設の有効かつ安全な利用を進めるために、総合会館や各地区体育館等各種スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備を継続的に行うよう努めます。

③ 地域文化の創造

ア 地域芸術文化の創造

文化財は、重要な歴史的、文化的遺産であるので、既存の文化財をはじめ、隠れた文化財を調査し、その保存対策を推進します。また、子どもたちが優れた舞台芸術を鑑賞し、また住民が自ら芸術文化の創作活動に参加できるよう、本物の芸術・文化に触れ、その活動に参加する機会の拡充に努めます。

イ 後継者の育成

文化協会をはじめとする芸術文化団体の育成強化と、芸術文化活動の指導者の養成に努めると共に、地域に残る芸術や民俗行事等の郷土の伝統文化を後世に伝えるため、その保存団体や技能の継承者の育成に努めます。

④ 青少年の健全育成

ア 組織活動の推進

各地域における青少年健全育成組織の活動を推進し、青少年の連帯意識の高揚を図り、自主的な社会参加活動の助成を推進します。

イ 青少年指導者の育成

子ども会をはじめとする地域の青少年団体や、各種グループにおける青少年指導者の養成と資質の向上を図るとともに、青少年活動に対する指導や助言に努めます。

ウ 関係機関の連携

青少年の活動の広域化、複雑化が進んでいる現在、小豆地区少年育成センターをはじめ、土庄・小豆島両分室などの関係機関相互の連絡を密にし、広域的、総合的な健全育成に努めます。

おわりに

これらの施策を実現するためには、教育委員会が他の関係行政部署と緊密な連携を図り、施策の展開と支援を遂行することが必要ですが、具体的な教育活動においては、学校・こども園だけでなく、家庭や地域、団体等が、連携・協力して教育に当たることがなによりも重要と考えます。

土庄町としては、個人と組織がつながり、地域全体で支える教育を目指し、町民が共感できる教育理念と住民が参加できる教育方針により、教育行政を推進していきけるよう努めると共に、国や県と緊密な連携を図りながら適切に役割を分担し、視野が広くスケールの大きい人間の形成を図っていききたいと思えます。

土庄町は、教育のすべては「子どもたちの未来のためにある」と認識し、子どもたちが健やかに成長し、地域や社会を担う資質を身に付けるために、本大綱を作成しました。

今後は大綱の着実な推進をとおして、土庄町の教育の振興に努め、やがては土庄町の未来づくりにつなげていききたいと考えています。